

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第四条（略） 2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。 一・二（略） 三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 四（略） 3（略）</p>	<p>（定義） 第四条（略） 2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。 一・二（略） 三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 四（略） 3（略）</p>
<p>（農業経営改善計画の認定等） 第十二条（略）</p>	<p>（農業経営改善計画の認定等） 第十二条（略）</p>

2 (略)

3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
「削る。」

5 (略)

(農業経営改善計画の変更等)

第十二条の二 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該

2 (略)

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、農業経営改善計画の認定及びその取消しその他農業経営改善計画に関し必要な事項は、政令で定める。

5 (略)

認定農業者に係る同条第三項に規定する者（第十三条の三において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 同意市町村の農業委員会は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けた旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2～4 （略）

（農地法の特例）

第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「トに掲げる者の数」とあるのは、「トに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）の数」とする。

（課税の特例）

第十四条 認定農業者（第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。）であつて認定計画に従つて新たに農業経

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）から農用地について利用権の設定等を受けた旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2～4 （略）

（課税の特例）

第十四条 認定農業者（第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。）であつて第十二条第一項の認定に係る農

営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

（農用地利用規程）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- 二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- 三 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

業経営改善計画（以下「認定計画」という。）に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

（農用地利用規程）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定農業法人の名称及び住所
- 二 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
- 三 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 (略)

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

7・8 (略)

9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

10 第一項の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

(農用地利用規程の変更等)

第二十三条の二 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組員、社員若しくは株主とする農業生産法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令

用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 (略)

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

7・8 (略)

9 前各項に規定するもののほか、農用地利用規程の認定及びその取消し、特定農用地利用規程の有効期間その他必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の認定を受けた団体は、農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3 同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

第二十三条の三 前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（勸奨）

第二十四条 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていと認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

（勸奨）

第二十四条 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていと認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

(遊休農地に関する措置)

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、その区域(市街化区域を除く。)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)が次の要件に該当すると認めるときは、当該農地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。第三項において同じ。)に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる。

一・二 (略)

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においても、なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

3 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならぬ。

5 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、当該特定遊休農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用が促進されないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し

(遊休農地に関する措置)

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、その区域(市街化区域を除く。)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)が次の要件に該当すると認めるときは、当該農地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「遊休農地所有者等」という。)に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる。

一・二 (略)

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においても、なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による勧告をするよう要請することができる。

3 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、遊休農地所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することができる。

、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の買入れ又は借受けを希望する農地保有合理化法人で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから買入れ又は借受けの協議を行う者を定めて、その者が買入れ又は借受けの協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

7 前項の規定により協議を行う者として定められた農地保有合理化法人は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の買入れ又は借受けの協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の買入れ又は借受けの協議を行うことを拒んではならない。

8 前項の規定による協議に係る特定遊休農地を買入れ、又は借り受けた農地保有合理化法人は、当該特定遊休農地を認定農業者に売り渡し、又は貸し付ける等により、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

9 同意市町村の長は、第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

10 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

(農業協同組合法等の特例)

4 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた遊休農地所有者等が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る農地の買入れ又は借受けを希望する農地保有合理化法人で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから買入れ又は借受けの協議を行う者を定めて、その者が買入れ又は借受けの協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地所有者等に通知するものとする。

5 前項の規定により協議を行う者として定められた農地保有合理化法人は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた遊休農地所有者等と当該通知に係る農地の買入れ又は借受けの協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた遊休農地所有者等は、正当な理由がなければ、当該農地の買入れ又は借受けの協議を行うことを拒んではならない。

6 前項の規定による協議に係る農地を買入れ、又は借り受けた農地保有合理化法人は、当該農地を認定農業者に売り渡し、又は貸し付ける等により、当該農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(農業協同組合法等の特例)

第三十二条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同法第十六條第一項に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三條第一項において準用する同法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二條の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

（過料）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者
- 二 第二十七條第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（第二十三條第一項の認定を受けた団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同法第十六條第一項に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三條第一項において準用する同法第二十二條第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二條の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（第二十三條第一項の認定を受けた団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

（過料）

第三十九条 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

（注）傍線は改正部分を示す。

(農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)
 第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合(同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。))については、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。)の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十(当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十二とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人(現に農業を営む者に限る。)(が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(以下この号及び次号において「農業経営改善計画」という。))に係る同条第四項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。))を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該

(農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)
 第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合(同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。))については、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。)の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十(当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十二とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人(現に農業を営む者に限る。)(が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(以下この号及び次号において「農業経営改善計画」という。))に係る同条第三項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。))を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該

当し、かつ、その年において当該農業経営改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

- イ 二 (略)
- 二 四 (略)
- 2・3 (略)

(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定め

当し、かつ、その年において当該農業経営改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

- イ 二 (略)
- 二 四 (略)
- 2・3 (略)

(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定め

る資産である場合には、百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

- イ 一 （略）
- 二・三 （略）
- 2・3 （略）

（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、その連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、次の各号に規定する認定のあつた日から当

る資産である場合には、百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

- イ 一 （略）
- 二・三 （略）
- 2・3 （略）

（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、その連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、次の各号に規定する認定のあつた日から当

該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前

該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度終了の日において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前

	<p>に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに 限る。）</p> <p>イ～二 (略) 二・三 (略) 2・3 (略)</p>
	<p>に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに 限る。）</p> <p>イ～二 (略) 二・三 (略) 2・3 (略)</p>

農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改正案	現行
<p>（保険料の額の特例）</p> <p>第五十六条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十</u>二条の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>七（略）</p>	<p>（保険料の額の特例）</p> <p>第五十六条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十</u>三条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>七（略）</p>

改正案	現行
<p>（保険料の額の特例）</p> <p>第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十条</u>の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>七（略）</p>	<p>（保険料の額の特例）</p> <p>第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十条</u>第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>七（略）</p>